

# 利 用 の 手 引

## 【利用申請等】

1. 利用する3日前までに、利用許可申請書（様式第1号）を提出して下さい。
2. 月に複数回利用する場合は、一ヶ月分（別紙提出）をまとめて利用前月の20日までに提出して下さい。  
\*原則として利用回数の少ない方が優先となりますので、利用できない日があることをご了承下さい。
3. 高校生以下の利用は保護者の同伴が必要です。
4. 利用の変更する場合は、利用変更許可申請書（様式第2号）を提出して下さい。
5. 利用を取り消す場合は、利用取消申請書（様式第3号）を提出して下さい。
6. メールでの申請も受け付けします。（但し、事前にメール登録申請をしてください。）

## 【利用について】

1. 許可を受けた時間内で準備及び片づけをお願いします。
2. 利用する前、利用した後は、必ず受付の利用簿にご記入下さい。
3. 体育館を利用した後はアリーナのモップがけをお願いします。
4. 体育館を利用する際は内履きをご持参下さい。
5. 体育館アリーナ内での飲食及び喫煙はできませんので、所定の場所をお願いします。
6. 利用した用具は元の場所に戻して下さい。
7. 照明を点灯したい場合は、事務室へ連絡して下さい。
8. 暖房器具の利用は、事務室へ連絡して下さい。
9. ゴミは各自で処理をお願いします。
10. 申請書の裏面に記載されている、利用者心得をご覧ください。
11. 木造河川敷運動場野球場、柏河川敷運動場サッカー場を利用する際は、職員の指示に従ってください。

## 【お支払い】

1. 原則として、許可を受けると同時にお支払いください。（前納）
2. 月に複数回利用する場合は、請求書の納付期限日までにお支払いください。
3. 支払い方法は現金払いと郵便振替があります。（振替の場合、手数料のご負担をお願いします）
4. 利用料は原則として返金いたしません。

【利用時間】 9時～21時 （体育館）  
日の出から日没まで（河川敷運動場）

\*但し、特に必要と認めた場合は利用時間外も許可します。

【休業日】 年末年始（12月28日～1月4日）及び 特別の理由がある場合  
\*河川敷運動場は冬期間休業致します。

## 【利用料金】

| 施設名                | 区 分         | 利用料         |             |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|
| 稲垣体育館<br>柏総合体育センター | 営利を目的としない利用 | アリーナ        | 1時間 2,000円  |
|                    |             | 柔剣道場        | 1時間 200円    |
|                    |             | 屋内相撲場（稲垣）   | 1時間 200円    |
|                    |             | 屋内多目的運動場（柏） | 1時間 400円    |
|                    |             | ボイラー（柏）     | 1回 5,000円   |
|                    | 営利を目的とする利用  | アリーナ        | 1時間 14,000円 |
|                    |             | ボイラー（柏）     | 1回 20,000円  |
| 稲垣体育センター           | 営利を目的としない利用 | アリーナ        | 1時間 1,000円  |
|                    | 営利を目的とする利用  | アリーナ        | 1時間 7,000円  |
| 木造河川敷運動場（全2面）      |             | 野球場         | 1面：1時間 500円 |
| 柏河川敷運動場            |             | サッカー場       | 1時間 500円    |

### 備考

- 1 区分して利用する場合は、利用料の1/2の額とします。
- 2 「営利を目的とする利用」とは入場料、会費、若しくはこれに類する料金を徴収する場合等です。
- 3 ストーブ等暖房器具を利用する場合は、利用料の3割増とします。
- 4 ボイラーの利用は、大会等貸し切り行事の場合のみとします。
- 5 利用料金の額に10円未満の端数がある時は、切り捨てるものとします。

## 【減免率】

利用料金の減免対象及び減免率は次のとおりとなります。

| 減免できる場合                             | 減免率     |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 市及び教育委員会が主催及び共催して利用するとき         | 100/100 |
| (2) 市内の小中学校、幼稚園、保育所が利用するとき          | 100/100 |
| (3) 教育委員会認定の社会教育団体が利用するとき           | 90/100  |
| (4) 国及び他の地方公共団体が利用するとき              | 50/100  |
| (5) 市又は教育委員会の後援を得て公益のために利用するとき      | 50/100  |
| (6) NPO法人つがる市体育協会の後援を得て公益のために利用するとき | 50/100  |